セントラル短資グループにおけるお客様情報の共有について

私どもセントラル短資グループは、より付加価値の高い金融商品やサービスをご提供するため、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下、金商業等府令といいます。)第 123 条第 1 項 18 号ト、第 123 条第 1 項 24 号へ、および第 154 条第 4 号ルに基づく「オプトアウト制度」に準じた方法により、お客様に関する情報を共有させていただきたく存じます。

1. 情報共有の対象となるお客様

対象となるお客様は、以下のとおりです。

- (1) 上場会社等およびその子会社等
- (2) 金融商品取引所にその発行する株式を上場しようとする株式会社およびその子会社等
- (3) 有価証券報告書を提出している者およびその子会社等
- (4) 適格機関投資家およびその子会社等

2. 共有する情報の範囲

法人のお客様に関する公表されていない情報で、現在までに知り得た情報および将来において知り得る情報(金商業等府令に定める「非公開情報」を含みます)。

ただし、金商業等府令第1条第4項第14号に規定する法人関係情報のほか、いわゆる高 蓋然性情報や示唆情報等は共有いたしません。

3. 情報を共有するグループ会社の範囲

セントラル短資株式会社、日短マネーマーケッツ株式会社(各種管理業務を担う親会社日短 キャピタルグループ株式会社を含みます)

4. 情報の共有の方法

手交、口頭、郵送、FAX、電子メール等により共有いたします。

5. 共有先における情報の管理方法

情報の重要度や情報を記録する媒体の性質等に応じた適切な安全管理措置を実施のうえ、 管理いたします。

- 6. 共有先における情報の利用目的
- (1) 各種商品やサービス等に関するご提案・ご案内、研究・開発のため
- (2) 各種商品やサービス等のご提供にあたっての判断のため
- (3) グループとしての経営や管理業務の適切な遂行のため

7. 情報共有の停止のお申し出の方法

情報の共有を停止することを希望されるお客様は、「情報共有停止の申し出(上場企業等のお客様)」をご提出いただくことにより、情報共有を停止いたします。なお、情報の共有につきご異存がない場合は、特段のご連絡等は不要です。

- 8. 情報共有の停止のお申し出があった場合における情報の管理方法
- (1) お客様より情報共有の停止のお申し出があった場合、速やかに情報共有を停止いたします。
- (2) ただし、情報共有の停止のお申し出があった場合でも、金融商品取引法その他の法令等により書面による同意が不要である情報授受については、行うことがあります。なお、 書面による同意が不要である情報授受とは、たとえば、以下の場合を含みます。
 - ▶ 内部管理に関する業務(法令遵守管理、損失危険管理、内部監査・検査、財務、 経理、税務、取引の決済に関する業務)を行うために必要な情報の授受
 - ▶ 電子情報処理組織の保守・管理を行うために必要な情報の授受
 - ▶ 法令等に基づいて行う情報の授受
- (3) また、情報共有の停止のお申し出前に提供した情報については、共有先において引き続き保有し、利用することがあります。なお、共有先において引き続き保有する情報については、上記 5. の方法に従い、管理いたします。

9. ご留意事項

非公開情報やその他の情報の取り扱いについて、優先する他の取決め(秘密保持契約等)がある場合は、当該取決めによることといたします。なお、共有する場合は別途ご同意いただく手続きを取らせていただきます。

10. 照会・連絡窓口

本制度に関する当社へのご照会や当社への「情報共有停止のお申し出」は、以下で受け付けております。

【照会・受付窓口】

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 3 丁目 3 番 14 号 3F セントラル短資株式会社 証券業務管理室 (電話) 03-3243-1456

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3丁目3番14号7F 日短マネーマーケッツ株式会社 (電話)03-3271-8455

以上